

区民からの苦情に関する事項の調査報告書

「路上喫煙・たばこのポイ捨て対策について」

平成16年1月26日

新宿区区民の声委員会

区民からの苦情に関する事項の調査報告書
「路上喫煙・たばこのポイ捨て対策について」

目 次

はじめに	1
第1 現状の施策とその課題	1
1 条例の制定	1
2 美化推進重点地区の指定	2
3 実施された具体的な施策	3
4 施策に対する評価と問題点	3
第2 課題解決のために	5
1 「路上喫煙・たばこのポイ捨て」禁止の理念	5
2 基本的方向性	6
3 効果的な広報活動	7
4 違反行為の防止	8
5 検証体制の整備	10
資料1 体系図	13
資料2 「路上喫煙・たばこのポイ捨て対策整理表」	14
資料3 会議における委員意見の集約	18
資料4 新宿区区民の声委員会議事内容	23

はじめに

区民の声委員会は、区政に関する区民の苦情を公正かつ中立的立場から簡易迅速に処理するため、平成 11 年 11 月に設置され、これまで 300 件を超す区民からの声に対応してきた。

今年度、従前の苦情処理に加え、新たに区長の求めに応じ区民からの苦情等に関する事項について調査・報告を行う機能が追加された。

初めに区長が当委員会に求めた調査事項は、たばこのポイ捨て・路上の喫煙について、従来実施している区の施策に対する区民の評価を明らかにすること、多様な主体の活用を含めた対策等について区民の視点から意見を出すことの 2 点であった。

当委員会では、従来からの常設委員と、公募による区民委員がこの新たな機能の職務に当たった。7 回にわたる慎重審議のうえ、次のとおり報告する。

第 1 現状の施策とその問題点

1 条例の制定

区は、地域の環境美化を推進し、快適な都市環境を確保することを目的として、平成 8 年 12 月 6 日に、「新宿区空き缶・吸い殻等の散乱防止に関する条例」を制定した。条例は平成 9 年 4 月 1 日に施行された。条例によれば、目的として「空き缶・吸い殻等の散乱の防止について、区・区民等・事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、空き缶・吸い殻等の投棄の禁止その他必要な事項を定めることにより、これらの者が一体となって地域の環境美化を推進し、もって快適な都市環境を確保する。」ことであると規定している。目的達成のため、区・事業者・区民等の役割分担については、まず、区の責務として、「空き缶・吸い殻等の散乱の防止について総合的な施策を推進

しなければならない。」とし、防止について、「区民等、事業者及び土地所有者等に対して意識の啓発を図らなければならない。」としている。

一方、事業者及び区民等の責務も規定し、事業者の責務として、「事業活動の中で、空き缶・吸い殻等の散乱の防止に心掛けるとともに、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動の充実等に努めなければならない。」としている。空き缶・吸い殻等の散乱原因となるものの製造、販売業者等に対しては、消費者が散乱防止の意識を高めるため必要な措置を講ずるよう求めている。

区民等の責務として、屋外で生じた空き缶・吸い殻等は回収容器、吸い殻入れ等に収納するか又は、持ち帰るよう求め、「歩行中に喫煙をしないように努めなければならない。」と規定している。

さらに、「道路、公園、広場、公開空地その他公共の場所に空き缶・吸い殻等をみだりに捨ててはならない。」と規定した。指定された美化推進重点地区内において、これに違反した者は、2万円以下の罰金に処するとしている。

2 美化推進重点地区の指定

美化推進重点地区は(以下「重点地区」という。)\「新宿区美化推進重点地区を定める条例」により、平成9年4月1日から「新宿駅東口周辺地区」「新宿駅西口周辺地区」「高田馬場駅周辺地区」が指定されている。

指定された地域は、空き缶・吸い殻等の散乱が著しく、特に改善を図る必要がある地域で、かつ、その地域の住民・事業者等が積極的に美化活動に取り組んでいることの指定要件が充足されていると考えられたからである。区は、各条例を根拠として諸施策を実施してきた。

3 実施された具体的な施策

具体的な施策として、重点地区では地元商店会・町会・自治会・関係行政機関と連携して、定期的に清掃を実施している。その他の地域では、清掃用具等の貸し出し等の支援サポート、ゴミ入れ・吸い殻入れの設置、啓発活動として街頭キャンペーン、広報紙による啓発、懸垂幕・横断幕の掲出・路面表示、重点地区を示す標識を3地区内29箇所に掲出する等実施し、その詳細は「資料2 路上喫煙・ポイ捨て対策整理表」(14頁)のとおりである。

4 施策に対する評価と問題点

(1) 条例の意義

区のたばこのポイ捨て禁止に関する諸施策及びその実施状況については、区の条例が他区に先駆けて制定されたもので、それによる啓発については評価されるものである。千代田区がたばこのポイ捨て禁止条例を制定したのは、平成11年4月であり、いまマスゴミを販わしている過料を科する条例は平成14年6月25日「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」として制定されたものである。港区の「港区を清潔できれいにする条例」は、平成9年10月3日に制定され罰則はない。罰金が規定されている区は、世田谷区、渋谷区、豊島区、足立区で、罰金と過料を併科している区は、千代田区、杉並区である。平成15年10月には、品川区が過料を規定する条例を制定している。

区は、他区に先がけて、たばこのポイ捨てについては条例に罰金を科することとした。ただ、当初から「はじめに罰則ありき」という考え方ではなく、「皆で力を合せてできるだけきれいな状態を作っていくためのものである。」ことが前面に出ていたため、マスゴミによる話題も一時的で、区民に対してもインパクトがなかったものと思われる。

罰則を規定している他の区においても実際に罰金が科された例はない。

(2) 理念

また、区の条例は、たばこの問題を総合的に取り扱うものではなく、空き缶や吸い殻等の散乱を防止することにより、きれいな街をつくることが目的であって、美化意識の高揚・啓発が主要な施策となっている。たばこのポイ捨て・路上喫煙の問題も、きれいな街をつくるためには阻害する要素の一つであって、条例にある事業者、区民団体の主要な責務は、散乱したものを撤去する清掃活動が主要なもので、そのため「たばこのポイ捨て」「路上喫煙」の重大性は埋没している。

(3) 重点地区における活動

重点地区での「たばこのポイ捨て」「路上喫煙」に関連する活動として、区では、“たばこのポイ捨て防止・歩きたばこ撲滅キャンペーン”を展開しており、平成 15 年度は、新宿駅東口及び西口周辺地区で 10 回実施している。また、のぼり旗や街頭放送、電光掲示版等で啓発を行っている。

しかしながら、こうした施策が区民をはじめ、多くの来街者にどの程度理解されているか疑問である。

指定された重点地区は、区外の者が電車の乗り継ぎで混雑する場所である。区としての広報はよほど注意をしないと、分かりにくいのではないだろうか。

また、新宿駅及び高田馬場駅周辺に平成 11 年度吸い殻入れを 152 基設けているが、喫煙者は吸い殻入れの周辺でたばこを吸うのではなく歩きたばこの末に吸い殻を捨てる一時的な場所として利用している様子であり、その周辺はかえって歩きたばこやゴミの散乱を助長する結果となっている。

(4) 施策の検証

区が実施している年1回の検証では、ある程度効果が上がっていることが認められるが、どのように効果が上がっているかについては明らかでない。一般の区民にとってのもの足りなさを感じていることも否定できない。区民に対する制度の周知度の把握も必要である。

これらの問題点は今後どのような施策をとるべきかの回答にも通じるものである。

第2 課題解決のために

1 「路上喫煙・たばこのポイ捨て」禁止の理念

区としては、すでに平成15年度の施策の要綱を作成し、従来の諸施策を引き続き実行に移している。

「たばこのポイ捨て」と「路上喫煙(歩きたばこ)」の2つの行為は密接に関連するものである。これらの行為を防止するのに地域の環境美化と快適な都市環境を確保するという理念だけでは感覚的に少しズレがあると思う。

これは、生活の安全・安心の問題でもある。たばこに関する取り組みの中核は、この2つの行為については、受動喫煙による健康被害や、小さな子供や高齢者、車椅子の歩行者に危険であるなど、たばこ公害に付随する問題として取り組むべきで、美化意識を高揚し、啓発するというだけでは説得力に乏しい。

また、平成15年5月1日に「健康増進法」が施行されたことでもあり、喫煙者に対し、「たばこが自分の健康はもとより、非喫煙者の健康にも害を与えるものである。」との意識の啓発が必要である。たばこのポイ捨て、路上喫煙、歩きたばこについては、区民らの健康と安全

を確保するという明確な理念のもとで施策を実行すべきである。

ちなみに、健康増進法第 25 条では、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と規定されている。そして、厚生労働省の通達では、「その他の多数の者が利用する施設」として、鉄道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊戯場、娯楽施設、鉄道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船が列記されている。

たばこの問題に関して、区だけでなく、全国的な問題となっているが、理念を実現するためには行政のお仕着せではなく、業者・自治組織・区民等の協働による具体策が望まれる。

2 基本的方向性

区は、1 の理念に基づき、これまで当委員会が指摘したような施策の問題点を克服し、発展させることが、実効性を向上させることになるであろう。

具体的な方向としては、まず、現在の重点地区におけるポイ捨ての禁止だけでなく、歩行喫煙も禁止し、その対象地区を区内全域に拡大する必要がある。そのことが区民全体に意識を広めることになる。（路上喫煙・ポイ捨て区内全域禁止）

一方、喫煙者の権利も認め、喫煙できる場所を指定し、そこで吸ってもらい、決められた場所以外では吸わないこととする。（分煙の徹底）

さらに、これらの実効性を高めていくためには、「効果的な広報活動」、

「違反行為の防止」、「検証体制」が施策における重要な柱となる。

3 効果的な広報活動

まず第一に重要であるのが、効果的な広報活動である。従来の活動を継続し、さらに発展させるべきである。

重点地区は、区外の者が電車の乗り継ぎで混雑する場所である。また、来街者や外国人が多い区の特徴を考慮し、「誰でも、その場ですぐに分る」ような標示の工夫等が必要である。

(1) 喫煙所の設置

分煙を徹底させるため、喫煙所を設置する場合には、分りやすい場所に、遠くからも喫煙所があることが分かるようなデザインの工夫が必要である。

喫煙所があることは、それ以外の場所での喫煙はマナー違反であり、喫煙者は第三者の看視を意識することになり、PR効果が向上するものと思われる。

(2) 路上でのPR

重点地区内では、「ポイ捨て禁止」「路上喫煙禁止」であること(場合によっては、罰則の適用があること)を、分かりやすく標示することが重要である。

具体的には、路上の随所に埋め込み式のプレートを設けること、また、事業所や町会の掲示板の活用のほか、コンビニエンスストア等にはポスターの掲示等をしてもらうこと等が、効果的な方法として挙げられた。そのためには、周辺の事業者との協議や、区内の団体・大学等への協力要請が必要となる。

また、キャンペーン活動について、標語として分りやすい言葉や、

外国語や絵文字を使うことも効果がある。基本的にはマナーや教育の問題でもあるので、区内の小・中学校の生徒から公募した標語を使ってキャンペーンをするのも一つの方法である。

(3) 重点地区の拡大

人の流れを考えると、新宿駅周辺では、新宿駅東口・西口だけでなく、南口についても重点地区として指定することを考えるべきではないか。重点地区を大久保駅、四ッ谷駅、市ヶ谷駅、飯田橋駅周辺に拡大すべきであるという意見もあったことを付記する。

4 違反行為の防止

違反行為の防止については、罰金のほかに、千代田区をはじめ品川区、杉並区のように過料を科する必要があるかどうかの議論があった。

委員の多数は、過料による強制はやむを得ないとする意見であった。

歩きたばこやたばこのポイ捨ては、第三者に衣服の焼け焦げ・火傷などの危険性を及ぼすもので、啓発だけでは違反行為がなくなる。

マナーの向上が期待できない場合には、制裁をもって臨まないと防止できない。また、すでに各区においても、これを認めており、過料を科することが趨勢となっていることから、やむを得ない。区内全域で過料を科すべきとする意見もあった。

これに対し、喫煙が健康に害悪であることは国民の間では定着している。そのうえ、急いでたばこのポイ捨てだけを捉えて違反者を見つけるために巡回し、過料を科し、徴収する行為が適切な行政権の発動と言えるか疑問であるという意見もあった。

千代田区の例では、年間で過料を言い渡された人は5,447人（平成14年11月1日から平成15年10月31日）で、徴収した過料（1件2,000円）は約900万円とのことである。過料を拒否する人、その場

で支払わないで納付書の交付を受ける人が 20 パーセント近くあり、公平性を確保することが課題であるとされる。過料は刑罰と違うとしても、制裁を伴う行政権の発動である以上、限りなく 100 パーセントに近い公平性が要求されるべきである。

新宿区の場合、全国一の歓楽街を有しており、重点地区を指定して、過料の制裁を科しても徴収することに公平性を維持することは困難である。さらに、そのための要員を確保維持することに多額の費用を必要とする。たばこを健康被害による害悪と捉える以上、過料を科す地区とそれ以外の地区で区別することも合理性がないと思われる。

既に述べたように、喫煙者においてもその害悪については大方認識されつつあり、区民の間でも健康のため禁煙をすることが共通の認識となっていることから喫煙者は減少する傾向にある。「ポイ捨て」「路上喫煙」はマナーの問題として、喫煙者は弁解できない。広報活動をしっかり実施することで啓発は実効性を高めることができる。

過料に関しては、違反行為防止のために抑止力として科すべきとする意見についても、直ちに実行すべきというよりも分煙思想を徹底し、「警告期間を設けるべきである。」とか、「段階的に実施する。」「過料も地域で差を設けるべき。」等、直ちに実行することに、制約的な意見であった。

区は、この点について次のような考え方を示している。

「ポイ捨て防止」とともに「歩きたばこ撲滅」キャンペーンを地域の人々と連携のうえ、拡充・強化し、今後とも、粘り強く継続して進めていく。特に、危険でポイ捨てにもつながる「歩きたばこ」の撲滅に力を注いでいく予定である。

条例で路上喫煙を禁止し、違反者には過料措置をとっている千代田区のような施策は、(ア)投入できる経費と人員が限られていること、(イ)地域的特性が異なること、(ウ)継続的な効果の担保が

困難であること等により、区としては取らない。従って、現行の条例に千代田区のような「路上喫煙禁止」規定を盛り込む考えはない。

「自分たちのまちを、自分たちできれいにしていく。」という地域の美化活動を支援・サポートしていく。

重点地区のポイ捨て行為には、罰金を科す規定を設けているが、「まず罰則ありき」という考え方ではなく、皆で力を合わせ、できるだけきれいな状態を作っていく。罰則はそのような地域住民の方の努力を無にするような、心無い行為に対する最終的な担保と考えている。

港区の「みなとたばこルール」に準じた方式を取り入れる方向で検討している。

しかし、区民の声は、苦情が多いことから違反に対して過料を科すべしとする意見が多数であると思われるので、無視することはできない。当委員会は、過料を科すことを考えた場合、区が条例によって指定した重点地区では、指定に際して地域の住民団体との話し合いが充分あり、また、地域の清掃をするにしても、ボランティア活動に依存するところが多いことから、施策を策定する場合には、その地域の業者、団体、町会、住民らとたばこポイ捨て、路上喫煙、歩きたばこの弊害、区の地域的特異性等を話し合い、官民一体となって過料を科す地域の範囲、美化推進活動員の資格等、協働して防止策を策定すべきである。条例の理念は過料による金銭の取立てが目的ではなく、あくまでも行為の防止である。そのために官民一体の協働であることが最大のPRになり、効果を上げることになる。

5 検証体制の整備

「第1 - 4 施策に対する評価と問題点」でも述べたが、区が実施

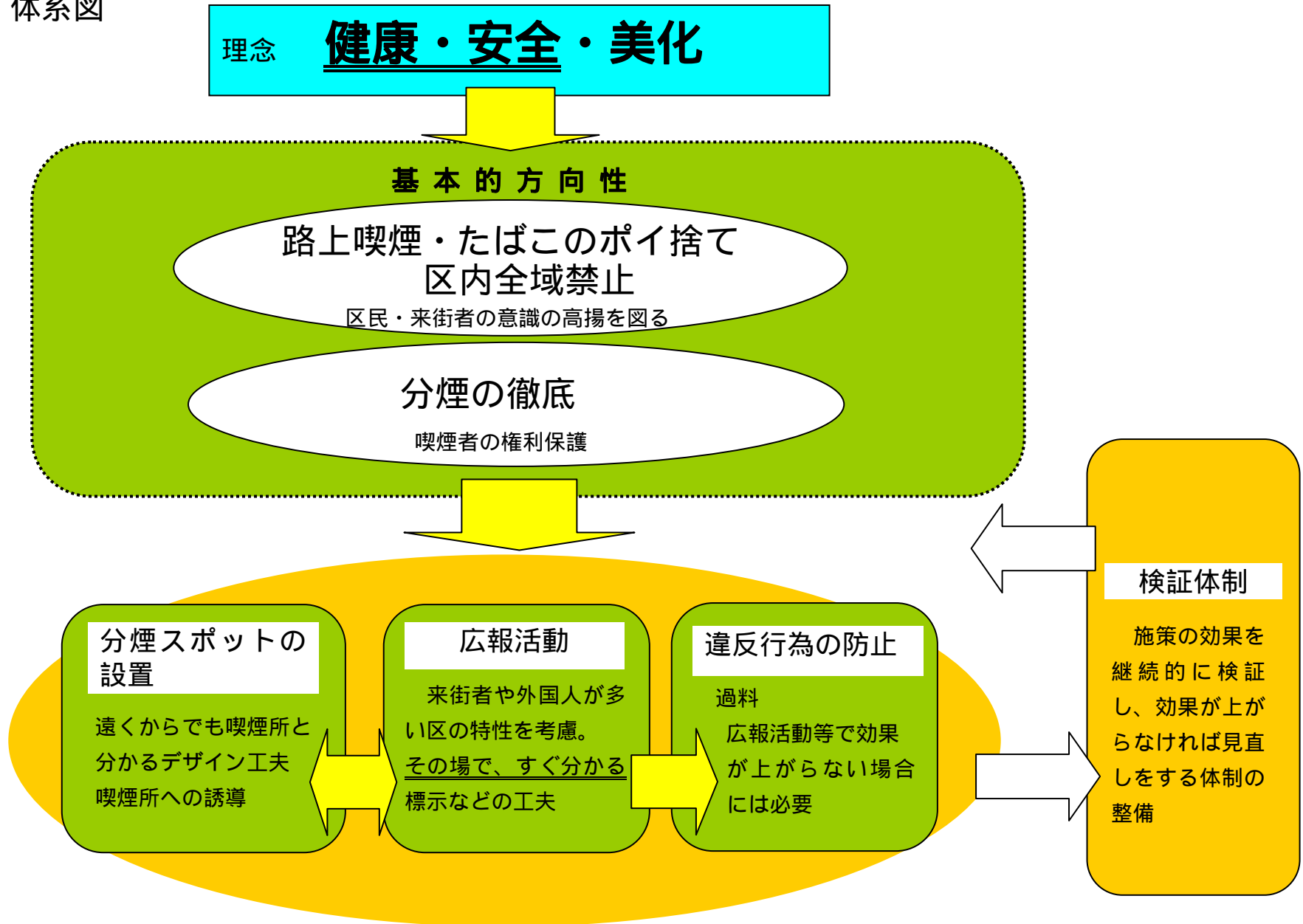
している年1回の検証では、どのように効果が上がっているかについては明らかでない。また、区民への周知度の把握も必要である。

広報活動や清掃活動を行っているのだから、やらないよりは効果があるのは当然のことである。今後は美化推進活動員の協力を得て、時間帯や回数を検討し、広報活動を兼ねて検証体制をとるべきである。

施策の効果を継続的に検証し、効果が上がらなければ施策の見直しを迅速に行える体制の整備が望まれる。

健康で安全・安心な生活を送ることが、快適な生活環境を確保することである。新宿区は都庁の地元でもあるので、国、都と連携した啓発を実施し、他区に劣らない効果を上げることが期待する。

資料1 体系図



項目	現状(施策の概要等)	効果
第1 対策の理念	<p>区のポイ捨て対策は、「新宿区空き缶・吸い殻等の散乱に関する条例」に基づき行っている。</p> <p>(条例の目的) 空き缶・吸い殻等の散乱の防止について、新宿区、区民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、空き缶・吸い殻等の投棄の禁止その他の必要な事項を定めることにより、これらの者が一体となって地域の環境美化を推進し、もって快適な都市環境を確保することを目的とする。</p>	
第2 場所の選定	<p>美化推進重点地区 新宿駅東口周辺地区 新宿駅西口周辺地区 高田馬場駅周辺地区</p> <p>地域の商店街などでは、毎日、定期的な清掃活動の実施や店舗前の日常的な清掃を行っているところが多いが、多数の来街者が集まる新宿駅周辺や繁華街では、このような活動に一定の限界がある。</p> <p>区では、昭和48年度から新宿駅周辺及び高田馬場周辺を美化区域に定め、道路美化作業をはじめ、植樹帯の清掃、ごみ入れ吸い殻入れの回収作業などに、重点的に施策を実施している。</p> <p>空き缶・吸い殻などの散乱が著しく、特に改善を図っていく必要がある。その地域の住民・事業者が積極的に美化活動に取り組んでいる地域として、3地区を条例で指定している。</p>	<p>地域や団体等の地道な取り組みや、来街者の美化意識に少し変化が見られ、「街がきれいになった」との声も聞かれるようになった。</p> <p>しかし、繁華街では、ポイ捨て、歩きタバコはなくなり、苦情も多い。</p>
第3 方法	<p>1 路上対策</p> <p>(1) 清掃活動</p> <p>美化推進重点地区 区と地元商店会・町会・自治会・関係行政機関が連携し、散乱防止計画に基づき定期的に清掃・美化活動を実施している。</p> <p>(内容) ・5～8班の清掃班を編成し、道路等にポイ捨てされたごみの収集 ・PR用ゼッケンの着用、ノボリ旗の掲出 ・違法看板、張り紙、放置自転車の撤去も併せて行う。</p> <p>(実績) 14年度 新宿駅東口 5回 新宿駅西口 5回 高田馬場駅 10回 15年度 新宿駅東口 5回 新宿駅西口 5回 高田馬場駅 10回</p> <p>その他の地域 町会、商店会等が自主的に地域清掃活動を行っている 区は、清掃用具等の貸し出し等による支援・サポートを行っている。</p> <p>(2) ゴミゼロデー「新宿区一斉道路美化清掃」 地域で取り組む美化の輪を一層広げるため、5月30日のゴミゼロデーに、一斉道路美化清掃を、区内全域で実施している。</p> <p>(内容) 町会、商店会、企業、学校、官公庁等が自主的に参加し、道路等にポイ捨てされたごみの収集、処理を行う。 街頭パレードの実施、タレント等の参加。 区では、モデル地区5箇所を選定し、清掃活動の支援を行っている。 違法看板や張り紙、放置自転車の撤去も併せて実施している。</p> <p>(実績) 平成13年度 46団体 1300人 平成15年度 213団体 4532人</p>	<p>地元商店会、町会、自治会関係機関が連携し、定着した活動となっている。</p> <p>町会、商店会等の単位で、自主的に定期的な清掃活動を行う地域、団体が増えている。 最近では、ボランティアによる清掃活動も見受けられる。</p> <p>参加団体、人数が回を重ねるごとに増加しており、美化・清掃活動が、徐々に地域へ浸透してきている。</p>

項目	現状(施策の概要等)	効果
第3 方法(続き)	<p>(3)秋の地域ゴミゼロ運動</p> <p>各特別出張所を核として、管内の団体等が参加し実施している。 平成14年度を第1回として開始した。 (実績) 平成14年度 112団体 2469人参加</p>	
	<p>(4)ゴミ入れ・吸い殻入れの整備</p> <p>平成9年度から、新宿駅・高田馬場駅周辺地区を中心に、商店会、企業等の協力を得て、ゴミ入れ・吸い殻入れ併用の新型ゴミ容器の整備を進め、平成11年度に完了した。(新型ゴミ入れは、ほとんどが商店会、企業からの寄贈品)</p> <p>主要交差点、広場(人待ちスポット)に設置している。 毎日回収を行っている。清掃は定期的実施している。</p> <p>新宿駅及び高田馬場駅周辺地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型容器(ゴミ入れ・吸い殻入れ併用) 146基 ・吸い殻入れ 152基 ・ゴミ入れ 6基 	効果を検証するデータは特になし
	<p>2 区施設の対策</p> <p>(新宿区の喫煙対策の経緯)</p> <p>平成7年1月 禁煙タイムの実施 (午前11時から正午及び午後4時から午後5時の時間帯を禁煙タイムに指定)</p> <p>平成8年1月 分煙の実施(執務場所が禁煙となり、喫煙場所が指定される)</p> <p>平成15年4月末 本庁舎・分庁舎内喫煙場所の一部廃止</p> <p>平成15年8月末 本庁舎・分庁舎内喫煙場所の一部廃止 (本庁舎4階・5階に喫煙室設置)</p>	分煙化が徹底された。
	<p>3 区内団体対策</p>	
	<p>(1)美化意識の啓発活動</p> <p>区は、商店会・事業者等に対し、以下の項目について協力要請を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ポイ捨て防止」街頭キャンペーン等への主体的な参加 ・来街者等への意識啓発の実施 ・自動販売機設置業者のポイ捨て禁止ステッカー等の貼付促進協力 ・たばこ、容器入り飲料、ガム等を製造・販売する事業者の消費者へのポイ捨て禁止の意識啓発活動の実施 ・従業員、学生等へのポイ捨て禁止の周知徹底 ・鉄道、バス等でのポイ捨て防止PRの放送等 ・電光掲示板等による啓発活動の協力 	地元商店会、町会、自治会等の街頭キャンペーンへの参加。
	<p>(2)美化・清掃活動</p> <p>区は、商店会・事業者等に対し、以下の項目について協力要請を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道及び歩道と車道の区分のない道路の清掃 (店舗・事業所前の歩道等の清掃、商店会等による定期的な清掃) ・行政と一体となった美化・清掃活動の実施 ・自動販売機周辺の清掃保持 	町会、商店会等の単位で、自主的に定期的な清掃活動を行う地域、団体が増えている。
	<p>(3)ゴミ入れ・吸い殻入れ等の整備</p> <p>区は、商店会・事業者等に対し、以下の項目について協力要請を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者の、駅構内及び敷地内のゴミ入れ・吸い殻入れの整備 ・自動販売機管理者の、空き缶・空き瓶回収容器の整備 	
	<p>4 検証体制</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ散乱防止状況調査 新宿駅周辺の12地点で、年1回実施している。 午前7時から8時、午後7時から8時 平成14年度 9月実施 平成15年度 6月実施 ・歩行喫煙者調査 新宿駅東口、高田馬場駅で年1回実施している。 午前10時から11時 平成14年度 8月実施 	対策の効果を把握する資料としている。	
<ul style="list-style-type: none"> ・条例及び施策の区民周知度 	周知度については、把握していない	

項目	現状(施策の概要等)	効果
第4 方式	<p>千代田区</p> <p>モラルに期待しながら、生活環境を向上させることは非常に困難であり、限界があるという考えから、一定の罰則を設け取り組んでいる。</p> <p>1 条例 (1)区内全域 空き缶、吸い殻等のポイ捨て行為の禁止(改善命令)</p> <p>(2)環境美化・浄化推進モデル地区 空き缶、吸い殻等のポイ捨て行為の禁止(過料2000円)</p> <p>(3)路上禁煙地区 路上喫煙、吸い殻のポイ捨て行為の禁止(過料2000円)</p> <p>2 巡回パトロールの実施 路上喫煙の巡回パトロール (毎日非常勤職員10名及び職員)</p> <p>3 経費 14年度 1億6,700万円</p>	<p>・ポイ捨て吸い殻は、条例施行前の約10分の1に減少</p> <p>・14年度過料処分 2583件 (平成14年11月1日から平成15年3月31日)</p>
第5 PRの方法	<p>港区</p> <p>(みなとタバコルール) 条例に罰則を設けることは適当ではないという考え。 区が指定した喫煙所以外での路上喫煙を禁止する。 喫煙所を新設し、喫煙者にも配慮する。 分煙の徹底。</p> <p>1 条例 (1)区内全域 空き缶、吸い殻等のポイ捨て行為の禁止(罰則規定なし)</p> <p>(2)路上禁煙地区 指定した喫煙所以外での路上喫煙の禁止(罰則規定なし) ...新橋駅周辺半径300mの路上を指定(3年後に5地区に拡大予定) 喫煙所2箇所</p> <p>2 清掃 指定区域を委託業者が清掃</p> <p>3 経費 15年度予算 約6000万円 (タバコ税の1%を対策費に充てる)</p>	<p>平成15年8月1日施行のため、把握していない</p>
第5 PRの方法	<p>1 街頭キャンペーン</p> <p>美化推進重点地区の駅前の拠点で、歩行者、来街者等に対して、「ポイ捨て」・「歩きタバコ自粛」の呼びかけ、ノボリ旗や横断幕の掲出、ゼッケンの着用、PR用ポケットティッシュの配布を行っている。</p> <p>路面清掃機「子象君」によるPR。 地元商店会、町会、たばこ商業共同組合、ライオンズクラブ、ボランティア団体、新宿警察署、戸塚警察署、都第三建設事務所、新宿区が参加。</p> <p>平成14年度 新宿駅東口周辺地区 5回 新宿駅西口周辺地区 5回 高田馬場駅周辺地区 10回</p> <p>平成15年度 新宿駅東口周辺地区 5回 新宿駅西口周辺地区 5回 高田馬場駅周辺地区 10回</p>	<p>来街者の美化意識に少し変化が見られ、「街がきれいになった」との声も聞かれるようになった。</p> <p>町会・商店会等の単位で、自主的に定期的な清掃活動を行う地域・団体が増えている。</p> <p>来街者の美化意識に少し変化が見られ、「街がきれいになった」との声も聞かれるようになった。</p>

項目	現状(施策の概要等)	効果
第5 PRの方法(続き)	<p>2 広報紙等による啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報しんじゆく 新宿区報による啓発 ・電光掲示板 アルタビジョン等電光掲示板によるPR ・交通機関等 主な私鉄(西武、京王、小田急)駅構内でのPR ・テレビ、新聞 マスメディア等への情報提供によるPR <p>3 啓発物品等の作成・配布等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター ポスター、ステッカー、ポケットティッシュを作成し、町会、商店会、区施設、官公庁、鉄道各社、学校等へ配布 ・懸垂幕等・横断幕 区役所、新宿駅・高田馬場駅周辺地区に掲出 ・路面表示 啓発用路面表示を、3地区内21箇所に掲示 ・標識 重点地区を示す標識を3地区内29箇所に掲出 	<p>来街者の美化意識に少し変化が見られ、「街がきれいになった」との声も聞かれるようになった。</p> <p>町会・商店会等の単位で、自主的に定期的な清掃活動を行う地域・団体が増えている。</p>
第6 条例の取扱い	<p>新宿区空き缶・吸い殻等の散乱防止に関する条例 (平成9年4月1日施行)</p> <p>1 条例の概要</p> <p>(1)目的 区、区民、事業者等の責務を明確にし、一体となって地域の美化に取り組む。「自分たちのまちは、自分たちできれいにしていく」という地域での美化活動を支援・サポートしていく。 ポイ捨て行為への「意識改革」を図る。</p> <p>(2)対象物 ポイ捨てごみ(空き缶、空き瓶その他の容器 たばこの吸い殻 チュウインガムのかみかす 紙くず)をいう。</p> <p>(3)責務</p> <p>区</p> <ul style="list-style-type: none"> イ.総合的な施策を推進すること イ.区民等、事業者及び土地所有者等の意識の啓発を図ること。 <p>区民等</p> <ul style="list-style-type: none"> ア.空き缶・吸い殻等は回収容器、吸い殻入れ等に収納するか、持ち帰ること。 ア.区内居住者は、自宅及びその周辺の清掃活動の充実に努めること。 ウ.歩行中に喫煙しないよう努めること。エ.新宿が実施する施策に協力すること。 <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ア.事業活動の中で、空き缶、吸い殻等の散乱防止に心掛け、事業所及びその周辺の清掃の励行。 イ.散乱防止について、消費者への意識啓発その他必要な措置を講じること。 ウ.新宿が実施する施策に協力すること。 <p>土地所有者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ア.空き缶、吸い殻等が捨てられないよう必要な措置を講じること。 イ.新宿が実施する施策に協力すること。 <p>(4)投棄の禁止 区民等は、道路、公園、広場、公開空地その他の公共場所に空き缶・吸い殻等をみだりに捨ててはならない。*「ポイ捨て」の禁止は区内全域</p> <p>(5)美化推進重点地区 美化推進重点地区は、新宿駅東口、同西口及び高田馬場駅周辺の3地区を指定。</p> <p>(6)自動販売機管理者の義務 自動販売機周辺の清潔保持義務を課している。</p> <p>(7)罰則について ポイ捨て行為についての意識改革を図り、その行為への一種のブレーキとしての役割と行政の決意を示すため、「美化推進重点地区」内でのポイ捨てした者に罰則を課す。 *「歩きタバコ」の自粛は、区民等の責務として規定している。 *罰則(罰金:2万円以下)は、「美化推進重点地区」内でポイ捨てをした者 *この罰則規定は、摘発を主眼としたものではなく、地域住民の美化への努力を無にするような心ない行為に対する最終的な担保として考えている。 *これまで、罰則適用者は無し。</p>	

資料3 会議における委員意見の集約

	委員の意見（同じ趣旨の意見はまとめています）	備考
<p>1 理念 <基本的考え方></p> <p>(現行) 地域ぐるみの意識啓発により人々のモラル向上し、<u>地域の美化</u>を推進していく。</p>	<p>(理念について)</p> <p>美化とともに、健康と安全という視点が重要。 美観維持のみはもはや時代遅れであり、区民や来街者に対するアピール力に欠ける。 健康増進法が施行され、行政として喫煙自体に対する考え方を明確にしていくことが必要であり、「区民の健康と安全の確保」に対策の目標を置くべき。</p> <p>健康の視点には、他者への配慮が必要。 喫煙者の権利も認め喫煙できる場所を指定し、そこで吸ってもらう。決められた場所以外では歩きタバコも含め全区喫煙禁止とする。</p> <p>歩きながら物を食べているのと同様に、非道徳として捉える。</p>	
<p>2 場所の選定</p> <p>(現行)美化推進重点地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨てに罰金2万円 ・キャンペーン、清掃活動を重点的に実施 ・キャンペーン等については、現行の3地区に加え、飯田橋、四谷、市ヶ谷、大久保、新大久保駅周辺でも重点的に実施していく。 	<p>歩きタバコ・ポイ捨ては全区禁止にする。(多数意見) 重点地区と二本立てにする。</p> <p>(重点地区の場所について)</p> <p>基本的に駅周辺、大型店周辺等多数の人々が利用する場所をすべて対象化すべき。</p> <p>千代田区と隣接している所 重点地区拡大。大久保駅、四谷駅、市ヶ谷駅、飯田橋駅周辺で経路を重視する。</p> <p>他の地区も実施すべき。信号待ちの所。 繁華街だけではなく、住宅地域もモデル的に実施する。 地域からの自発的申し出により選定するしくみを整える。</p> <p>(重点地区の内容について)</p> <p>キャンペーン・清掃活動の実施 重点地区という表示(ステッカー、路面表示、プレート) 重点地区の指定を受けることで、その地区のメリットになるような施策を考える。</p> <p>魅力的な「重点地区ステッカー」をつくる。 重点地区内では、罰則を課す。</p>	

	委員の意見（同じ趣旨の意見はまとめています）	備考
3 方法		
<路上対策>	<p>(歩きたばこ) 歩きたばこは全域禁止にすべき。(多数意見)</p> <p>(分煙) 喫煙スポットをつくる。 場所は主要駅前など。ただし、地元と相談して設置。 コンビニ等たばこ販売店の外に吸い殻入れを設ける。 喫煙スポット以外の吸い殻入れは撤去する。</p> <p>(その他) 清掃活動の充実。 定期的に月1回、重点地区、四谷駅、市ヶ谷駅、飯田橋駅、大久保駅の清掃活動を実施する。 定期的に月1回集中的にキャンペーンを実施する。 ゴミゼロデーをもっと増やす。 植栽の見直しを行う。</p>	
<区施設対策>	<p>(分煙・禁煙) 公共施設は全て禁煙にすべき。 区の施設は禁煙にすべきだが、喫煙場所も設ける。 学校は全面禁煙。 窓口や一般来訪者の集まる場所は全面禁煙。別途職員用の喫煙室を設ける。</p> <p>(その他) 施策について周知の徹底 特別出張所に一定期間、一斉に垂れ幕等掲示する。 庁内で禁煙の日を設け、職員が努力する。 区の施設だけでなく、公共の場も対策の対象に入れるべき。</p> <p>(体制) 喫煙・ポイ捨てに関する横断的な組織を設置して、そこで根本的な取り組みを行う。</p>	

	委員の意見（同じ趣旨の意見はまとめています）	備考
3 方法(続き)		
<区内団体対策>	<p>(事業者) 対策の理念が浸透されていない。共有化すべき。 事業者等にポイ捨て防止の講習会協力を求める。 施策についての周知の徹底 管理者・販売者の具体的義務が乏しい。PRに参加させるべき。 コンビニ等には、規制ステッカーを掲示させる。</p> <p>(町会・商店会・自治会) 清掃活動・たばこのポイ捨て対策の協力依頼を行う。 町会自治会の美化活動に助成金を支給する。 美化運動を行った団体等の公表及び表彰を行う。 地域の民間パトロール活動の活用。</p> <p>(その他) 大学・専門学校への呼びかけ強化。 身分保障、権限の確保。 重点地区以外にも美化推進員を置く。 地域からの推薦で選出。</p>	
<検証体制>	<p>(街頭調査) 定まった時間ではなく、一日を通じて検証すべき。 年1回では不十分。年4回は必要。 毎月実施したらどうか。 活動の前後、直後と1週間後、1ヶ月後と調査する。 美化推進活動員の活用。 町会等の活用。</p> <p>(その他) 区民周知度の把握を行うべき。 アンケート調査の実施。 検証の結果をPRにつなげる。</p>	

	委員の意見（同じ趣旨の意見はまとめています）	備考
<p>4 方式 区は港区方式を検討中</p>	<p>(方針について) 路上喫煙全域禁止とする。 喫煙者の権利を認めることも重要であり、分煙の徹底を図るため、港区方式による喫煙スポットを設ける。</p> <p>(方式) 喫煙スポットの設置、誘導員による注意・指導・誘導。 千代田区方式による過料の徴収。その場所の選定を検討すべき。 最初から罰則を設けるのではなく、きちんと分煙を行って、それでも駄目なら最後に罰則を設けてはどうか。</p> <p>(過料について) 分煙スポットをつくり、しっかりPR活動を行って、それでも駄目なら最後に過料を設けてはどうか。 違反行為防止のためのインパクトが必要。 吸ってすぐに過料ではなく、誘導員が注意をして、それに従わないときに初めてとる。 過料をとるにしても、時期、体制、場所、金額等、充分検討を行わなければならない。</p> <p>(その他) 過料方式は、料金徴収員の経費も問題。 自動販売機設置者の協力、美化推進活動員制度。</p>	
<p>5 PRの方法</p>	<p>(周知方法) 広報による周知徹底。定期的に標語を掲載したり、区内の地区別ランキングなどを掲載する。 新聞テレビ等マスコミの活用。 交通機関等(電車・バス)の中吊りを利用する。</p> <p>(路上のPR方法) 町会・自治会の掲示板の利用。 町会・自治会・会社・駅などを通じてポスターを貼ってもらう。 繁華街以外は、一般啓蒙地区として町会等を単位としてごみ収集活動とともに啓蒙活動を行う。町会掲示板に標語等を掲示し、バス停・地下鉄出入口等にも掲示する。 たばこ、缶、ピン等そのものに「ポイ捨て禁止」の表示。 路上の埋込み型の標語、プレートが有効(重点地区)。 ステッカー(専門家に魅力的なものを作ってもらう) コンビニ等に歩きたばこ禁止の標語を貼ってもらう。 来街者にも分かりやすいPR方法を検討する。 たばこの害、具体的に何年喫煙するとこれくらい体に影響があるということを知らせる必要がある。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">裏面へ続く</div> </div>	

	委員の意見（同じ趣旨の意見はまとめています）	備考
5 PRの方法(続き)	<p>(標語・表現)</p> <p>看板等は分かりやすい言葉にする。 絵文字等の活用。 PRの標語は、区内小中学校の生徒にも募集する。 外国語のものも必要 キャンペーンが形式的にならないためにも具体的な標語や「歩きタバコ禁止」など、分かりやすいキャッチフレーズの研究検討もすべき。</p> <p>(キャンペーン)</p> <p>事業者・町会のキャンペーンへの参加を推進する。 特別出張所に一定期間、垂れ幕を一斉に掲示する。 月1回、禁煙PRデーを実施する。 一番効果のある時間帯に行く。</p> <p>(配布物)</p> <p>配布物は廃止した方がよい。 ポケットティッシュを配布するのではなく、歩行喫煙者にそれを買ってもらう。それを美化資金とする。 学校・幼稚園の運動会でティッシュを配布する。 歩きタバコ禁止や分煙のパンフレットを配布する。</p> <p>(喫煙スポット)</p> <p>遠くからでも分かるように高さのあるものにする。 誘導員の配置</p>	
6 条例の取り扱い	<p>(改正について)</p> <p>今の条例のままでよい。 条例の改正。 美化・健康・安全を一つにまとめた新たな条例をつくる。</p> <p>(その他)</p> <p>施策を実施したら、実施し放しではなく、期間を定めて、施策の効果が上がっているかどうかを検証し、効果があがらなければ見直しを行える体制を整えることが重要。 適用がないなら罰金の規定を撤廃したらどうか。 歩きタバコの禁止を条例に盛り込む。 美化推進活動員の条例化。 現行の条例について、目的と手段を逆にした方が理念がはっきりする。</p>	

資料 4 新宿区区民の声委員会 議事内容

	開催日	内 容
第 1 回	平成 15 年 7 月 4 日	(1)区民の声委員会について (2)区長からの調査事項について (3)路上喫煙・たばこのポイ捨て対策 これまでの区の取り組みについて
第 2 回	平成 15 年 8 月 6 日	現状の分析について
第 3 回	平成 15 年 9 月 19 日	施策に対する評価と意見について 「対策の理念」 「場所の選定」
第 4 回	平成 15 年 10 月 27 日	施策に対する評価と意見について 「方法(路上対策、区施設対策、区内団体対策)」
第 5 回	平成 15 年 11 月 28 日	施策に対する評価と意見について 「方式」 「PRの方法」 「条例の取り扱い」
第 6 回	平成 15 年 12 月 18 日	報告書(素案)について
第 7 回	平成 16 年 1 月 14 日	報告書(最終案)について
第 8 回	平成 16 年 1 月 26 日	区長への調査報告

平成16年1月26日

新宿区長 中山 弘子 様

新宿区区民の声委員会

常設委員 大崎 本一（署名）

常設委員 佐藤 圭吾（署名）

常設委員 二宮 充子（署名）

区民委員 伊藤 周作（署名）

区民委員 大野 慶一（署名）

区民委員 奥津 浩美（署名）

区民委員 春日 澄子（署名）

区民委員 加藤 治郎（署名）

区民委員 鎌田 利定（署名）

区民委員 武田 春子（署名）

区民委員 野口 壽子（署名）

区民委員 船木 充実（署名）

区民委員 山下 馨（署名）